

# 回覧

7 泉再生協議会号外  
令和 7 年 6 月 1 日

農業従事者 各位

泉崎村地域農業再生協議会  
会長 箭内 憲勝  
(公印省略)

令和 7 年度経営所得安定対策等の交付金申請受付会について (通知)

日頃より当協議会にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、泉崎村役場産業経済課において下記の日程により申請受付を実施いたします。

つきましては、通帳の写し及び必要書類等をご持参のうえ来庁くださいますようお願いいたします。

なお、申請に関しましてご不明な点がございましたらお手数ですが、泉崎村役場産業経済課までお問い合わせください。

## 記

### 1 申請の内容

- 収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)
- 畑作物の直接交付金 (ゲタ対策)
- 水田活用直接支払交付金 (産地交付金)
- 畑地化促進事業

対象者：認定農業者・新規就農者  
集落営農

※令和 5 年度、令和 6 年度、畑地化促進事業を申請された方は必ず申請をしてください。

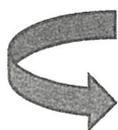
申請されない場合は、返還義務が生じます。

1 日 時	令和 7 年 6 月 10 日 (火)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00
	令和 7 年 6 月 11 日 (水)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00
	令和 7 年 6 月 12 日 (木)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00

2 会 場 泉崎村役場 産業経済課

### 3 必要書類

- ①通帳の写し(初めて申請する方、振込口座を変更する方、代表者の変更があった場合)
- ②認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ③認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し



裏面もご覧ください。

- ④集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）、総会資料の写し（決算書類など）
- ⑤飼料用米を申請される場合は、新規需要米の販売に等に関する契約書
- ⑥ナラシ対策を申請される方は、出荷契約書又は販売契約書が必要です。
- ※ JA, (株)フクシヨクに出荷されているナラシ対策申請者に関しては、別紙参考様式第30号出荷販売契約数量証明書を提出いただく予定ですので、提出は不要です。
- ※ ②、③に関しては、役場にご用意してあります。

(事務担当 泉崎村役場 産業経済課 松川・本柳 TEL0248-53-2430 )